

「第8期北九州市障害福祉計画」及び「第4期北九州市障害児福祉計画」の策定について

1 計画の基本理念及び策定趣旨

「障害者総合支援法」の「すべての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、同法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村計画として策定するもの。

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る令和11年度末の成果目標を設定するとともに、令和9年度から11年度まで（3か年）の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の構築を総合的かつ計画的に図るための取組を定める。

本計画の策定にあたっては、国が示した基本指針（別紙：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）を踏まえ、本市の実態を反映させた目標を設定する。

2 計画期間及び計画の位置付け

（1）計画期間：令和9～11年度（国（厚生労働省）の基本指針による）

（2）計画の位置付け



（3）策定スケジュール（予定）

令和8年8月17日（月）	骨子の提示（第2回協議会）
令和8年11月	素案の公表（第3回協議会）
令和8年12月～	パブリックコメントの実施
令和9年2月	最終案の提示（第4回協議会）
令和9年3月～	次期計画策定・実施